

規制改革会議 重点事項推進委員会
福祉・保育・介護分野 公開討論後記者会見録

日時:平成 19 年 12 月 5 日 (水) 16:43 ~17:07

場所:永田町合同庁舎 2 階 共用第 2 会議室

○白石主査 それでは少人数でございますので、何なりとご質問いただければと思います。保育は非常に制度的にわかりにくい部分ですので、イロハのイからでも結構でございます。どうぞ。

○記者 NHKの徳丸と申します。この1つ目の主張の「『保育に欠ける』要件の見直し」とあるんですけれども、これは条件が幾つかありますけれども、例えば昼間の就労とか、これは要件を変えることで何を目指しているというのは何かあるんですか。

○白石主査 この要件の前に、児童福祉法そのものまで変えていただきたいというのが当会議のメインの主張です。

○記者 さっきの議論を聞いていると、言葉を変えるというのが第1の目的なんですか。

○白石主査 言葉を変えるのと、この要件を変えるのと、保育の制度を変えるというのを、同時には難しいかもしれませんが、最終着地点として目指しております。最終ゴールは、制度を変えるということです。

「保育に欠ける」というままでは、今の働く女性の実態に合っていないというのがそもそもの問題認識なんです。昼間労働を常態としているという、フルタイムのことを想定しているというのは、これだけ働き方が変わってきている中ではまず合わない。「妊娠中または出産後間もないこと」とあるんですが、今、保育園には育児休業中も預かっている所もあります。1年半まで預かっているんです。1つひとつ見ていくと、今、子どもや親を取り巻く実態と非常に乖離しているというのが認識でございます。

なぜ、そういうことを申し上げているかというのと、保育を限定的にとらえるのではなく、今、親御さんの問題で一時的に保育を必要とする人たちもいますし、障害児とか特別な保育を必要とする子どもたちも増えてきているんです。そういう人たちに保育サービスの量と種類を拡大していこう。昼間、お母さんが家にいなかったり、これだけの条件に限定している子どもたちだけを対象にするのではなくて、より多くの人たちに保育サービスを提供していこうという考え方が根っこにある訳です。

○記者 ちょっとわからないのは、共働きの人がどんどん増えていて、要件は今でも、この常態というのは、パートとかアルバイトとかの人の場合はこれに含まれないということですか。

○白石主査 常態ですから、例えば週1日とか、週2日とかというのは含まれません。

○記者 それでは、最終的に目指しているのはそういうところを目指していて、この表現だけにとどまらないということですね。

○白石主査 そうです。

○記者 今日は、どちらかという、表現だけの議論に入っていたような気がするんです。

○白石主査 時間がないのでそこまで突っ込めなかった反省点はありますけれども、最終ゴールはやはり、当初、説明資料でも申し上げたとおり、保育サービスのパイの拡大と選択肢の多様化ということです。

○記者 本質的には、今のフルタイムで働いている人で子どもの面倒を見られない人だけに限られている要件を緩和するよう求めているというふうに言ってもいい訳ですね。

○白石主査 そうです。

○草刈議長 要するに「保育に欠ける」などという言葉を使わないで、常態でなくても何でもいい訳です。つまり、保育を必要とする人たちを対象にするというのが自然なはずで、それから、昭和22年につくった法律では、あの頃は物不足の時代であって、これは想像ですが、例えば戦争孤児などいろんな方がいらっやって、当時は、日本では女性は働くものではないというコンセプトがずっとあったではないですか。その時に、かわいそうに、働かざるを得ない人たちが日本にはいますね。その人たちを保護してあげるのが保育というものです、という概念なんです。

○白石主査 戦災未亡人ですね。

○草刈議長 それもあると思いますが、そういう方を対象にしていた時代と今とではまったく状況が違う訳ですし、病気やケガ、妊娠という極めて例外的な事態や、それから、災害が起こったとかそういう話に限定せずに、いろんな形で保育を必要とする人たちに、それこそワーク・ライフ・バランスと言われる時代ですから、変な規定をつくらないで、保

育を必要とする人たちにちゃんと保育をする保育政策を進めていくのだという考え方を持ってもらいたいですし、あるいはその様に法律も変えるべきではないかというのが私どもの言わんとしているところです。しかし、それでいいのだと言うから、どうしても言葉の議論になってしまうのです。この前もそうだったんですけどもね。

○木場委員 それから、女性に社会進出を求められても、私の市でも 150 人待ちが 10 年続きましたが、要は預け先がなければ働きにも出られないし、次の子どもを産む気にならない訳です。だから、逆に少子化を今の枠が呼んでしまっている。産んでも仕方がない、産んでも預けられない。そういうふうに消極的になるような法律なのではないかと思えます。

○白石主査 さきほど、最後に出た「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議の中間報告がなされたんですが、その中にも「包括的な次世代育成支援の制度的枠組みの構築」ということがうたわれていて、今日お手元資料には入っていないかもしれませんが、「すべての子ども、すべての家庭を応援する観点に立った」と書かれているんです。どうも、今、検討されている内容と、この「保育に欠ける」限定的な要件というものの間に大きな乖離がある。すべての子ども、すべての家庭を応援するのであれば、より広い範囲をとらえて保育を提供するスタンスに立ってもいいのではないかというのが当会議の考え方なんです。

○記者 厚労省側の人の反対の理由もよくわからなかったんですけども、集約すると、お金がないということだったんですね。

○白石主査 そうです。お金がないし、何かと言うと、金の問題があって、財源も付かないのに勝手なことをするなというふうに言われるから、制度の検討が先にできない。これは平成 13 年以降、ずっと同じ議論なんです。

○記者 それに対して規制改革側は、議論がよく聞こえなかったんですけども、お金がないことに対してはどうすればいいんだということをおっしゃられましたか。

○白石主査 まず、制度設計をしていただく。局長は、この「保育に欠ける」というものを「保育を必要とする」に変えた途端、いろんなところから、うちも必要だから見てよと、需要が拡大するおそれがあるというのは、今日の厚労省の資料の中でも出ていたと思うんです。それで、いろんな人がうちも必要とするから入れてよと言った時に、今日、厚労省が試算で積み上げていた 7,700 億円というものが要るではないか。それでは、金の話もできていないのに法律を変えるなどしたら、一体どうなるのかということを書いたかったん

です。

当会議の考え方としては、保育というのは今の制度のままではパイが限られているんです。公的な認可保育所というのは大幅には増えていかないし、東京都が幾ら頑張っても、認証保育所はまだ 390 箇所ぐらいですね。今の制度の中でパイがどんどん伸びていく訳はないから、その中で優先順位を付けて必要な人から順番に入れていくという制度を保てばよりクリアになるし、財源が爆発的に増えることはないのではないかとということなんです。なぜ財源と一緒に考えるのか。

○草刈議長 それは、彼らの理想としては 7,700 億円を持ってきて、それで今の待機児童をなくしてぴしっと官の管理のもとでやると言っているのですが、さっきから私が申し上げているとおりに、そうですかと財務省が出す訳がないのです。財政支出を抑えるという命題がある訳ですから。ですから、そういう無い物ねだりをしてしないで、では何をやるかという、要するに民間の金を使って、そこでちゃんと良い事業をさせて、なおかつ、もし必要であれば、7,700 億円はないかもしれないけれども、そういうところにエンカレッジになるような税金の仕組みや、あるいは補助の仕組みなどで支援をする。さらに、安全性を確保するというような方向転換をもっと真剣に考えるべきではないかということをお私どもは言っているのですけれども、そのところがどうしてもかみ合わないんです。

○記者 その議論というのは、2 番目の直接選択というものとリンクしていると考えていいんですか。

○白石主査 そうです。

○草刈議長 それはリンクしています。

○記者 ただ、今日の議題のメインテーマではないですね。民間にもそういうエンカレッジできるような。

○草刈議長 話がそこまで行かないのです。要するに、総合的に一体的に検討する、で止まってしまっている。例えば、私どもが何かアイデアでも出して、これでいかがですかということと言っても、とにかく金の問題があって、総合的に考えていくのですと言って、そこで思考がストップしてしまい、取りつく島がないのです、残念ながら。そのところの思想転換をしてもらわないと、これはどうにもならないのではないのかという感じがしました。

○記者 この制度を改めたことによって、民間のそういう活力というものがここに生まれ

てくるものではないですね。これはあくまでもサービスを受ける側にとってのメリットにつながるだけで、要件が緩和される、入りやすくなるだけで。

○白石主査 直接契約にするとね。

○記者 それが直接契約の話ですね。1つ目の「保育に欠ける」場合というのを改めたとしても、要は入る側にとって入りやすくなったり、要件が緩和されるというだけですね。

○白石主査 まず「保育に欠ける」というのを「保育を必要とする」に変えるということは、私は直接契約への一里塚だと思っているんです。今、限定された子どもたちのニーズしか見えてこないんです。待機児童が2万人を切ったと言っていますが、少子化だから数が減っていくのは当たり前ですし、就業継続を諦めている人たちは多いし、保育園に入れなから育児休業を途中で切り上げている人たちもいっぱいいる訳です。その数の裏側にまだまだ不便さがある訳です。あくまで待機児童数に向こうはすごく固執しているのですが、もっと目に見えないニーズをどういうふうにとらえるか。

「保育を必要とする」となると、こちらの戦術としては対象者となる人たちは相当増えてくる。それでは、対象者となる人たちの中で優先順位を付けていって、母子世帯とか障害児世帯とか特別な支援を必要とする人たちは、公的な認可保育所で見てください。そうでない人たちやもっと付加的なサービスを必要とする人たちは、民間でいいのではないのか。それで、イコールフットイングをすることによって、今、公的なところでたくさんお金を出されているけれども、それを一部、民にも出していきましょう。良い保育をしているところに直接契約、バウチャーという形で出していきましょうとなると、民間は今まで補助金がゼロだったところが、補助金が出る訳ですから、それでは、それを活用してランニングコストを出していこうということにもなりますね。だから「保育に欠ける」を「保育を必要とする」というのは、私は直接契約のための一里塚と考えているんですけれども、どうですか。

○記者 今の最後の方の、今の制度だと認可の保育所というのは所得要件というものを入れられないんですか。先ほどの議論の最後の方でちょろっと言っていたと思うんです。

○白石主査 自治体で入れられないという話でしたね。だから、フルタイムであることとか、それは自治体によって異なるんですけども、おじいちゃん、おばあちゃんが同居していないこととか、いても病気であることとか、自治体によって優先順位のポイントが違うんです。そのポイントによって入れるか入れないかが決まるということなんです。所得要件というのは入っていないと思います。

○記者 ある意味、その思想の下には、この「保育に欠ける」という定義があるということな訳ですね。

○白石主査 そうです。

○事務局 保育料の設定は、所得に応じて変わるようにはなっています。

○記者 入れる入れないということに直結する訳ではないということですね。

○事務局 そうです。

○翁委員 さきほどから議論に出ていますけれども、これは昭和 22 年につくられたもので、今とはまったく違う環境でつくられたものですね。今は女性の就業もすごく高まって、しかも、いろいろな育児サービスとか保育園のサービスというものが出てきて、そういった大きな広がりの中で公的な、国として非常に負担をしている認可保育所の入所要件は昭和 22 年のままでいいのか。それはやはりいろいろ実態を見て、もう 1 回、考え直した方がいいのではないのかというのが素朴な問題意識です。

○記者 確認ですがけれども、これは言葉だけで受け止めなくてもいいですね。この実態を変えたいということでもいいんですね。たくさんある、いろんな壁に阻まれている人たちを、もっと緩和して多く受け入れましょうということでもいいんですね。

○翁委員 そうです。もちろん今、キャパシティーは限られていますけれども、そこをブレイクスルーして、本当は認可保育所というものが中長期的には地域の拠点となっていくのが望ましいし、いろんな人を受け入れられる方が本当は望ましいはずです。「保育に欠ける」という要件から見直して、まず名前から変えていく。男女共同参画社会に入って、やはり社会で子どもを育てていこうということですから、家庭と社会と両方で子どもを大事に育てていく社会になった訳ですから、そういった考え方をまず持っていただきたいというのが 1 つです。そして、実際に具体的に実態をよく調査して、要件を見直していただきたい。

○草刈議長 要件のところ、フルタイム、常態と書いてありますね。けれども、実際、今の認可保育所に入っている人は、さっきも言っていたけれども、常態ではない人がたくさん入っているんですね。それを無理やりそういう形になぜ置いておかなければいけないのかという点もあるし、勿論、中身はさっきあなたがおっしゃったとおりですが、要するに、やはり名は体を表すのです。だから、そのところがどうも、自分でやらなければ気

がすまないけれども、予算が足りないからできない、という話に全部になってしまうのです。

○白石主査 是非、誤解しないでいただきたいのは、さっきお見せした 600 通ぐらいのはがきの中にも、直接契約をやると子どもの中に格差ができるとか、保育の質が下がるとか、私たちの労働強化をしないでくださいというふうに、民間活用していくことが公的な保育所を排除するようなニュアンスで取られていて、正しく理解する人たちが少数だと思うんです。今、ゼロ歳で保育にどれだけかかるかというのと、約 40 万円ぐらいのお金がコストとして、人件費、光熱水道費でかかるんです。ある市では、どれだけの利用者負担でやっているかというのと、平均 1 万 8,000 円なんです。保育所に入れた人たちは、ゼロ歳児で 40 万円ぐらいコストがかかっているのに、1 万 8,000 円しか払っていないのです。38 万円の税金が保育園に入れた人たちだけに注がれている訳ですけれども、保育園に入れていない人たちは一切その恩恵を受けることがなく、子育てをしている訳です。

保育というのは、公務員の既得権益を守ることでないし、要するに、これからの保育は公務員の住み分けをきちんとやって、利用者も適正価格を負担していきましょう。品川などでは、夜 1 時間延長保育をさせるのに 400 円の負担なんです。これはポピンズなどを頼めば 2,000 円ぐらいでしょう。一部の人たちだけが公的な保育を利用して、すごく厚い恩恵を受けていて、それ以外の困っている人たちはまったく受けられない。こういう構造を変えることによって民間の力を活用しようということなんです。

○記者 会議の最後で、厚労省側の方の声が聞こえなかったのが多々あったんですけども、この直接契約方式の反対理由というのは何とおっしゃっていたんですか。

○木場委員 認可保育所以外の質の問題や事故が理由だとおっしゃっていました。ただ、それが課長さんの「私の知る限りでは」という言い方で、きちっとしたデータを出していただけないのです。例えば死亡事故が認可保育所ではこのぐらいあったとか、それ以外ではこうだというものを出していただいた方が私たちも議論しやすいので。

○白石主査 さっきおっしゃった荒川の例は、東京都の方も近づいてこられて、あれは特異なケースで、荒川でも最初からあそこは危ないと言っていた例です。よく義本保育課長が北九州の例、この間、車でお散歩に行った時に車中に子どもを置き忘れてしまって、という事故、あればかりを引き合いに出すんですけども、ああいう事故が認可保育所などでも起こっているケースはあるはずなんですけど、まったく、そのデータをお出しいただけないんです。

○記者 質と直接契約はどういう関係があるんですか。

○白石主査 直接契約すると、そういう劣悪な業者が入ってくる。よく介護保険でも、介護保険へ入ってきたことによってコムスンみたいなものが出てきているでしょうという理屈です。

○記者 自由な競争が入ることで、そういう劣悪なところが入ってきやすくなる。

○白石主査 彼らが言いたいのは、そういうことをございます。だから、その質の担保をしていくのが国の役割ですね。

○記者 ただ、規制改革会議の方の主張としては、自由な競争によってサービスが良くなるという主張ですね。まったく逆の主張をされている訳ですね。

○白石主査 そうです。実際、今日説明のあった認証保育所でも、延長保育とかゼロ歳児をやっているのは民間の方が多い訳でしょう。

○草刈主査 ただ、自由な競争はいいんですけれども、安全を野放しにしているということではないです。特に子どもですから、それはやはりきちっとやらなければだめだと思います。

○翁委員 認可保育所も、より利用者の方を向いたサービスの提供ということについて考えてほしいということです。国の方を向いているだけではなく、利用者の方に目を向けた、利用者には選ばれるようなサービスを工夫して行ってほしいということです。

○白石主査 介護保険が始まって、契約というのが入ってきて、情報公開が義務付けられていますね。それと同じように、やはり利用者ときちんと契約すると、どんなサービスに対してどれだけの対価が支払われるとか、選んでいただくための情報公開とかそういうものが進むし、当然、契約をする中では指導や監督という制度と一緒にやっていくので、草刈議長がおっしゃったように、野放しではなく、国や自治体がそういうことが起こらないようにしていくための制度を組み込んでいくということとセットだと思うんです。

○記者 これは、また混合診療と似た感じと言うとあれですけれども、非常に意見の一致が見にくい状況になっていると思うんですが、今後の進め方、答申に向けてどういうふうに考えていらっしゃるんですか。

○白石主査 折れていただいたらいいんですけれども、今のままでは平行線なので、これは中途半端なことを書くよりも全部問題意識に移して具体的施策のところは書かないとい

う方向なのか、それとも、まだ少し時間が残されていますので、もう少し粘り強く「保育に欠ける」というものの見直しをしていただくとか、直接契約が全面的に無理でも、東京都の認証保育所制度について、そこが何か問題が生じていないかという調査を開始していただいて、直接契約を全面解禁するための初動と言いますか、スタートを切っていただきたいというような感じでおります。

○記者 これもまた、大臣同士での、政治決着のようなものを求めていかれるんですか。

○白石主査 議長、いかがでしょうか。

○草刈議長 そういう手もありますけれども、特に中身については、今、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議をやっていますね。そういう会議もあるから、その議論の中でやりなさいとか、そういう話になってしまう。ただ、やはり名は体を表すではないですけれども、「保育に欠ける」の辺りのことはもういい加減にしなさいという話は政治的にも通用する話だとは思っています。それから、まあいいです。

○白石主査 まあと言わないで、言ってください。

○草刈議長 私どもの報告書の問題意識というところに書くのです。しかし、それだけでは、やはり世の中の人全部見る訳ではないですから、時々、私どもは、あまりにもひどいことが起こった時に会議としての意見表明みたいな形で、世に問うということをやります。ですから、必要ならばそういうこともやらなければいけないのかなと、今日、私は感じました。もう少し議論する時間が1週間ほどありますけれども、その間にうまくいかなかったら、少しいろんな手を考えなければしょうがない。このまま、毎年毎年、こんなことを繰り返し言ってもどうにもならないですからね。そういう意味で何とか切り開く突破口をつくるということで、何か方法を考えたいとは思っています。

○事務局 では、よろしいですか。

○白石主査 どうもありがとうございました。「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議の資料を、今、コピーしていますので、是非お持ち帰りいただきたいと思えます。

(以上)